（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第二回	十億円	百一円三十三銭
〃	〃	二十五億円	百一円三十八銭
〃	〃	二十億円	百一円四十三銭
〃	第四回	七億円	百四円八銭
〃	〃	十七億円	百四円九銭
〃	〃	十億円	百四円十三銭
〃	第五回	一億円	百五円二十四銭
〃	第六回	一億円	百五円六十四銭
〃	第九回	一億円	百八円四十四銭
〃	第十回	一億円	百九円十四銭
〃	第十二回	二億円	百十円三十三銭
〃	〃	九億円	百十円三十四銭
〃	〃	二十一億円	百十円四十銭
〃	第十三回	一億円	百十一円十八銭
〃	第十五回	四億円	百十二円七十三銭
〃	〃	四億円	百十二円七十五銭
〃	第十六回	十億円	百四円十八銭
〃	〃	五億円	百十三円十三銭
〃	〃	二十九億円	百十三円二十銭
合計	〃	二十三億円	百十三円二十五銭
		二百一億円	

○財務省告示第四百七号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十五年十一月二十八日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年十二月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第十三回	六億円	百円三十五銭

〃	第十四回	四億円	百円五十銭
〃	〃	五十億円	百円五十五銭
〃	第十八回	十億円	百円四十銭
〃	第十九回	五億円	百円八十銭
〃	〃	十一億円	百円八十五銭
〃	第二十回	二億円	百一円三十銭
〃	〃	九億円	百一円三十六銭
〃	第二十二回	十億円	百一円三十七銭
〃	〃	三十五億円	百一円八十二銭
〃	第二十一回	三十億円	百一円八十銭
〃	〃	二億円	百一円三十七銭
〃	〃	九億円	百一円三十六銭
〃	第二十回	二億円	百一円三十銭
〃	〃	十一億円	百円八十五銭
〃	第十九回	五億円	百円八十銭
〃	第十八回	十億円	百円四十銭
〃	〃	五十億円	百円五十五銭
〃	第十四回	四億円	百円五十銭
七十三億円	〃	百円四十二銭	

〃	第三十二回	二十九億円	百円
〃	〃	三億円	百円二銭
〃	第三十一回	八十三億円	百円
〃	〃	二十八億円	百円二十二銭
〃	〃	五十七億円	百円二十銭
〃	第三十回	六億円	百円十五銭
〃	〃	十億円	百円二十一銭
〃	第二十九回	一億円	百円十五銭
〃	第二十八回	五十三億円	百円三十銭
〃	〃	二百五十六億円	百円九十七銭
〃	第二十七回	二百億円	百円九十四銭
〃	第二十六回	三億円	百一円十五銭
〃	第二十五回	三十五億円	百一円六十銭
〃	〃	三億円	百二円五十七銭
〃	第二十四回	三億円	百二円五十銭
〃	第二十二回	十億円	百二円五十銭
〃	〃	三十五億円	百一円八十二銭
〃	第二十一回	三十億円	百一円八十銭
〃	〃	二億円	百一円三十七銭
〃	〃	九億円	百一円三十六銭
〃	第二十回	二億円	百一円三十銭
〃	〃	十一億円	百円八十五銭
〃	第十九回	五億円	百円八十銭
〃	第十八回	十億円	百円四十銭
〃	〃	五十億円	百円五十五銭
〃	第十四回	四億円	百円五十銭
〃	〃	七十三億円	百円四十二銭